

－感染症に関わる手続き方法について－

以下（3.を参照）の感染症と診断された場合は、学校保健安全法により、他の学生に感染する恐れがある期間は登校(出席)停止となっています。必ず医師の診断・治療を受け、登校の許可が出てから、医師より証明を受けた所定用紙を持参の上、登校(出席)して下さい。手続き方法については、以下の通りです。

□ 1.手続き方法

1. 医師の診断を受けた後、速やかに事務局へ電話連絡をし、医師から登校の許可が出るまで療養する
2. 医師より登校を許可されたら、「感染症診断通知書」（本書 2 枚目）に医師による証明を受ける
3. 「感染症診断通知書」（本書 2 枚目）を持参の上登校する
4. 以下の 2 枚を事務局まで提出する
① 「感染症診断通知書」 ② 「欠席届け」

□ 2.手続きに関わる諸注意

事務局に提出する書類は、「感染症診断通知書」が基本となりますが、本学より指示があった場合は医療機関からの「診断書」の提出が必要となる場合があります。

なお、医療機関より「感染症診断通知書」及び「診断書」を発行してもらう場合は、手数料が必要となる場合がありますので、事前に発行手数料を確認されることをおすすめします。

□ 3.対象となる病名と出席停止基準

※第一種感染症については、対処が異なる場合がありますので、診断後、速やかに事務局まで連絡のこと。

種	感染症	出席停止の基準
第二種	中東呼吸症候群	治癒するまで
	鳥インフルエンザ(H5N1 型 H7N9 型)	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	結核	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
他	流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス)	下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態が良好となるまで
	その他の感染症	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで

感染症診断通知書

学校法人新潟医療学園 新潟柔整専門学校

担当医 殿

学生本人が登校するにあたり、他の学生に感染する恐れがなく、登校が差支えないと認められましたら、御高診結果について以下御記入下さいますよう、お願い致します。（※欄は学校にて記入いたします。）

学籍番号 _____ 氏名 _____

種	感染症	出席停止の基準
第二種	中東呼吸症候群	治癒するまで
	鳥インフルエンザ(H5N1 型 H7N9 型)	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
	麻疹	解熱した後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで
	結核	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
他	流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス)	下痢・嘔吐症状から回復した後、全身状態が良好となるまで
	その他の感染症	症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで

上記の者は感染症が軽快し、かつ学校保健安全法の基準による感染症の予防上、登校(出席)が差支えないと認められます。

■ 疾患名 : _____

■ 診断日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

■ 登校しても差支えない日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

■ 医療機関名 : _____

■ 医師氏名 : _____ 印

※ 学校記入欄 ※

【登校（出席）停止と認められる講義等】

- ☐ 「欠席届け」に準ずる
- ☐ その他 _____

【備考・追記】

学校長	教務長	係
月 日	月 日	月 日
		入力確認 印